## 令和2年第9回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和2年9月25日(金)13時30分開始

2 会 場 大竹市役所 4 階第 2 会議室

3 出席及び欠席委員 教育長 小西啓二 出席

1 番 池 田 良 枝 出席

2 番 中田美穂出席

3 番 小 出 哲 義 出席

4 番 小城和之 欠席

4 出席職員 総務学事課長 真 鍋 和 聰

総務学事課 重安千陽

中 川 香代子

瀬川隆司

尾崎明菜

生涯学習課長 三 井 佳 和 生涯学習課 安 藤 好 博

 課
 安藤好博

 山田隆司

### 【開会時刻 13時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和2年第9回大竹市教育委員会会議 を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を,本日9月25日一日限りとします。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

### 議案第36号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第36号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を 議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 本議案は、「地方青少年問題協議会法」及び「大竹市附属機関設置に関する条 例」の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱するものです。

はじめに、地方青少年問題協議会の事務についてですが、青少年の指導、育成、 保護又は矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する こと、青少年の指導、育成、保護又は矯正に関する総合的施策の適切な実施を期 するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること、等が所掌事務とな っています。このたび、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱しようとする方は、森本慶治様です。森本様は、大竹地区保護司会の現在の会長であり、前任の副会長である丸古琢美様が大竹地区保護司会の役員から退任され、役職の交代があったため、後任の者として大竹地区保護司会に委員の推薦を依頼したところ、会長である森本様を推薦することとなり、本人から就任についての承諾をいただいたため、新たに委嘱するものです。

なお、任期につきましては、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっていますので、令和2年10月1日から令和3年6月30日までとなります。説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 議案第37号 学校給食納入食糧品業者選任審査要綱の一部改正について

小西教育長 日程第3「議案第37号 学校給食納入食糧品業者選任審査要綱の一部改正 について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 学校給食納入食糧品業者選任審査要綱は、学校給食用食糧品の適正かつ円滑な納入を図るために納入業者の選任について必要な事項を定めたものです。

この度の改正は、学校給食納入食糧品業者の選任審査に係る手続書類の様式を追加するものです。併せて、納入業者が遵守すべき法律の題名が改められたこと等に伴う字句の修正を行おうとするものです。納入業者として選任を受けようとする業者は、要綱第3条第1項に掲げている申請書を提出することとしており、第3項に、記載内容に変更があった場合は速やかに必要書類を添えて届けるとありますが、届出様式を指定していなかったことから、この度、変更届の様式を追加するものです。また、新旧対照表にありますように、第2条の納入業者の資格として遵守すべき法律の題名が改められたことに伴う改正、第3条第2項の添付書類について字句の修正を行うものです。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 今までは必要書類を添えて教育委員会に届けなければならないということで、 どのような形で変更届が出されていたのですか。必要書類を出して口頭でとい うことだったのですか。

事 務 局 教育委員会に届けなければならないとありますので、宛先は教育委員会として、任意の様式で提出をお願いしていました。今回はその様式を定めさせていただくということです。

小西教育長 その他ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

小西教育長 日程第4「議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及 び評価について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民へ公表することが義務付けられています。この点検及び評価は、市民への説明責任を果たすとともに、より効果的な教育行政を推進するために実施内容を市民に周知することを目的としているものです。

大竹市では、平成23年3月に第5次大竹市総合計画「わがまちプラン」を 策定し、教育委員会の事務を含め市全体としての「まちづくりの基本目標」を 定め、さらに、基本目標ごとに、主な施策の取組方向に「基本方針」と「数値目 標」を掲げて、まちづくりを行っています。教育委員会では、一般行政と教育行 政の調和を図る観点から、独自の目標を掲げるのではなく、平成28年3月に 策定された「大竹市総合計画後期基本計画」に主要な取組として掲載され、令 和元年度に教育委員会が実施した事業の中から事務の点検及び評価を実施し、 「外部評価専門委員」にご意見をいただきました。

実施方法は、評価シートによって教育委員会事務局で自己評価を実施し、学 識経験者である外部評価専門委員に、事務局の評価を踏まえてのご意見をいた だくという方法をとりました。点検・評価結果の概要については、後期基本計 画の重点的に取り組む事業のうち、教育委員会の所掌の事業を選定し、その目 的又は目標に照らし合わせて観点ごとに評価しました。

全体的にみると、昨年度と比較して「A判定」が若干減少し、その分「B判定」が増加しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響が一つの大きな要因です。感染拡大防止のために、主に3月に予定していた事業のほとんどを中止することとなったことにより、目標値に達しなかった事業がありました。「事業の有効性」については、直ちに効果を把握することが難しいこともあって「B判定」が多くなっていますが、「目指す効果」を評価するにあたっては、「A判定」が7割を超え、「概ね事業実施による効果は得られている」という結果となりました。

今後も引き続き、それぞれの事業の目的を明確にし、その達成に向けて、効果的かつ効率的な観点により、社会情勢や市民のニーズに応じた事業を進めることが必要と考えています。

今日は, 点検及び評価を行った14事業のうちから事務局において抜粋した,

3事業について説明させていただき、ご意見をいただきたいと思います。その後、委員さんで特にお聞きになりたい事業がありましたらご発言いただき、事務局から説明させていただきたいと思います。

事務局 それでは、事業番号⑤の「教育振興事業」について説明します。

これは、「心にゆとりを感じるまち」の「おおたけらしさを育む文化と交流」の主要施策「多文化共生の推進」に位置付けられた事業です。目的は、多文化共生社会に対応できる人づくりの推進です。目指す効果は、英語によるコミュニケーション能力を高めることで、広い視野をもつことができ、あわせて大竹市の学校で学んで良かったと思える人材が増えることです。

実施内容は、英語力向上の取り組みと合わせ、教員の指導力強化のための研修会を実施し、英語指導助手を各学校に巡回させました。

実績の指標は、「英語指導助手とのコミュニケーションの楽しさについて」の 英語教職員の主観的なアンケート結果による点数です。「非常に良い・良い・ま あ良い・あまり良くない・良くない・全く良くない」の6段階評価ですが、6校 中「非常に良い」が4校、「良い」が1校、「まあまあ良い」が1校と、目標を下 回っていますが高い評価をいただいています。

コストとしては、英語指導助手派遣会社との契約額の約969万円です。

自己評価は記載しているとおりです。方向性は、事業の実施は継続、方法は 現状を基本とするとしました。今後も、英語指導助手を派遣し児童生徒と交流 をさせることで、児童生徒に英語の実技が楽しいと感じさせることにより、日 本以外の文化にも興味を持たせることを目指します。また、これからますます 英語で考えを理解したり、表現したり、伝え合ったりする、英語のコミュニケ ーション能力を高めることを目指します。

事務局 事業番号⑦の「子ども居場所づくり事業」について説明します。

この事業の総合計画後期基本計画における施策体系は、基本目標が「大竹を愛する人づくり」、施策の方向が「地域を担う人づくり」、主要な施策が「青少年の健全育成」の中の一事業と位置付けています。目的は、「将来の地域を担う人材育成を図ること」、目指す効果は、「青少年を健全に育成する環境をつくる」、「将来、社会を生き抜く力を身に付ける」ことです。

実施内容は、おおたけっ子らんらんカレッジ事業と放課後子ども教室事業です。令和元年度の実績として、おおたけっ子らんらんカレッジの教室数が目標値43教室に対して48教室、企業・学校連携にかかわる教室数が目標値10教室に対して13教室、参加者数が目標値1,100人に対して2,484人でした。放課後子ども教室の数については目標値10教室に対して9教室、登録者数は目標値160人に対して208人でした。

事業費につきましては、財源である県補助金の申請要件を満たさなくなった ため、放課後子ども教室事業のうちスポーツ編を大竹市総合型地域スポーツク ラブに移行させたことにより、大幅に減額となりました。

判定結果についてですが、事業手法については、多くの団体と連携し、「学び」 につながる講座等を展開しているということで「A」、目標値については、ほぼ 目標値を達成しているということで「A」,目指す効果については、青少年を健全に育成する環境づくりにつながっているということで「A」,費用対効果については、限られた経費の範囲内で、貴重な学習機会の提供ができているということで「A」と判定いたしました。方向性としては、「現状を基本とし」、継続して事業展開を図っていこうと考えています。

事 務 局 事業番号⑩の「放課後児童クラブの運営」について説明します。

この事業の総合計画後期基本計画における施策体系は、基本目標が「安心できるまち」、施策の方向が「心が触れ合う福祉の充実」、主要な施策が「児童福祉の充実」の中の一事業と位置付けています。

目的は、「保護者などが昼間いない家庭の児童を対象に、児童の健全育成に取り組むもの」です。目指す効果は、「子育て支援サービスの充実」、「拡充した放課後児童クラブの新たな需要に応える」ことです。

実施内容は、市内3クラブにおいて、児童の健全育成、児童の預かりを行っているものです。また、平成28年度から緊急連絡用のメールシステムを整備し、活用することで、保護者や児童が安心して過ごせる環境を整えました。令和元年度の実績といたしましては、5月1日現在の登録児童数が目標値280人に対して308人、低学年の待機児童数が目標値0人に対して0人でした。

事業費につきましては、令和2年度は、人件費の増額、臨時職員から会計年度任用職員に変更されたことにより期末手当が支給されるようになったことなどにより、大幅に増額となりました。

判定結果についてですが、事業手法については、施設の収容能力と支援員確保が継続課題であり「B」、目標値については、登録児童数が定員を上回る状況で、高学年は年度中途までは全員の受入れが困難であったということで「B」、目指す効果については、利用対象が拡充され、利用希望児童が増加傾向にあるなかで、施設の収容能力や支援員の確保の課題があるということで「B」、費用対効果については、低学年の待機児童数は目標値を維持できており、限られた事業費と施設・人員の中で高い効果を上げているということで「A」と判定いたしました。方向性といたしましては、「現状を基本とし」、継続して事業展開を図っていこうと考えていますが、施設・人員確保の課題解決につきましては継続的に取り組んでいきます。また、来年度から運営業務の一部を民間に委託する方向で現在進めているところです。

小西教育長 これより質疑に入ります。まずは「教育振興事業」について質疑はありませんか。

池田委員 14ある中から今回の3つを選択した意図、「これをぜひここで話をしてほしい」という意図があってこの3つになったのであれば、その理由を教えていただきたいです。

事務局 総務学事課として「教育振興事業」を選んだ理由は、子どもたちに関する教育に関する事業の報告を説明したいと考えたためです。点検評価対象事業のうち、「幼保小の連携事業」は、教育委員会がタッチするよりも学校の取組を説明することになるので省略しました。「教育推進事業」については昨年度説明をしており、「奨学金貸付事業」についても折に触れ説明しているため、今回は英語

指導助手の事業となる「教育振興事業」について説明をしました。

小西教育長 総務学事課としては、これを選んだ理由として教育という視点をより重点的 にご意見をいただきたいということだと思います。生涯学習課はどうですか。

事 務 局 生涯学習につきましては、9事業ある中から2事業を選びました。「子どもの 居場所づくり事業」は、特に小学生を対象として、ものづくりであるとか教育的 観点を含めながら様々な事業を行い、子ども関係で力を入れていることもある ので、そういったところをアピールしたいと思い選びました。

放課後児童クラブの運営に関しても、小学生が対象ということで、保護者が昼間居ない家庭の子どもを預かり、いろいろと遊びなどの取組をする中で、来年度は一部民間委託をさせていただきたいという方針の中で変わりつつあるということで今回選びました。

小西教育長 子どもにかかわってということでご意見をいただきたいと思います。放課後 児童クラブについては民間委託もあるので、そのあたりでのご意見をいただき たいです。「教育振興事業」からご意見をいただきます。

小出委員 英語指導助手についてと、実績における採点について十分理解できなかった ので詳しく説明してほしいです。

小西教育長 英語助手についてと評価の判定についてということで良いでしょうか。 小 出 委 員 はい。

事 務 局 インタラックという会社と契約し、2名英語指導助手を派遣してもらっています。1名が小学校担当、1名が中学校担当です。それぞれ年間185日各学校を巡回し、授業やその他日常的な、例えば一緒に掃除をする等、子どもたちと英語指導助手との触れ合いを通して生きた英語を互いに使い合うといった取り組みをすることによって英語によるコミュニケーション能力を高めることを目的としています。評価の判定については、ALTを派遣している事業についてどう評価していくかということが問題ですが、「ALTを派遣することで成績が上がったか」となると、ALTに責任の一翼を担っていただくというわけにもいかず、どういった項目をあげたら実績があったかを評価できるか、ということを考えた中で、英語教諭に対して派遣されたALTと子どもたちが英語でコミュニケーションをすることを子どもたちが楽しいと思っているかどうか、そういったことについて主観的なアンケートを取って、「非常に良い」が6点、「良い」が5点、「まあ良い」が4点、「あまり良くない」、「良くない」、「全く良くない」、といった形で点数をつけ、100点満点に換算した数値を記載しています。

小出委員 点数というのは学校の英語の先生方が採点したということですか。 事務局 そのとおりです。

池田委員 今のでいくと、先生たちが最終的に評価しているのですか。子どもたちのアンケートを基に学校の先生たちが良い・悪いという評価をしているということですか。

事 務 局 子どもたちからのアンケート等は取ることはなく、先生たちが見たまま、感じたままの得点となっています。ALTを派遣しているインタラックが、ALT派遣事業を検証するための資料として以前より英語の先生に対してアンケートを取っていました。そのアンケートの項目の中の1つに「英語指導教諭とのコミュニケーション」といった項目がありますので、事業評価シートをどうするかと考える中で、すでに聞いていたインタラックの質問の内容をそのまま指標の項目として使わせてもらっています。

池田委員 先ほど、「すごく良い」、「良い」、「まあまあ良い」、とあったが、「すごく良い」

が多い中で「まあまあ良い」と「良い」だった学校は、2人いるうちのどちらかに偏っていたのでしょうか。また、「まあまあ良い」となった理由が分かれば教えてください。

事務局 そこまでの資料を持ち合わせていないので回答できません。

中田委員 アンケートを、子どもの評価は関係なく先生だけのアンケートというのが直接的ではないと思います。点数であげるのであれば、子どもたちがどう思っているかが反映されるべきではないでしょうか。次回評価する際にはそういったところも盛り込んでいただきたいです。実際に英語の点数につなげようというところではなく、かかわることの楽しさとか、言語に馴染むという意味合いでのALTなので、子どもの視点からの評価がほしいと思います。

事務局 子どもにアンケートを取ってそれを集約するとなると学校の業務が増えるので,この場では何とも言えませんが,意見として伺っておきます。

小出 委員 先生方だけの評価での採点ではありますが、学校の先生方も子どもの授業を受けている様子や反応を加味して採点していると思います。外部評価委員の意見にも、目標値の設定について検討すべきとありますが、もう少し目に見える形で子どもたちの反応であるとか、遠回りですが英語の点数あるいは英検の受験者数といったところも多少加味していけたらいいのかなと。目標値の設定を多少検討してみたらどうかと思います。

小西教育長 評価の方法については改善を図りながら考えていきたいと思います。「教育推進事業」では中学校3年生の英検3級の取得率がありますが、大竹市は31.7%という、県内でも数値的には高い数値を示しています。教育効果としては上がっているのではないかと思います。取組の分析というあたりでは教師だけでなく生徒の意見を聞くことも重要になってくると思います。改善を図っていきたいと思います。

小 出 委 員 英検の取得率 30% というのは全国的に高いのですか。中学校卒業程度が 3 級なら、決して高い目標でないのではないでしょうか。

事務局 英検取得率は31.7%でした。中学校で団体受験して受かった人が57人。 すでによそで受かっているのが9人。国の平均値は25.1%なので全国平均よりは高めの数値にはなっています。

小出委員 英検の取得率50%という目標がありましたが、数値が上がったからそれなりの取組があったのですか。

事 務 局 平成29年から英検の助成制度を導入しました。どの程度取得率が上がるのか分からなかったので、平成28年度の大竹市の取得率が11.7%で、制度導入にあたって平成29年度に31.4%という数字が出ました。次は30,40,50%というふうに目標を設定したら良いと思いましたが、英検3級をクラスの半分が受験して受かるというのは現実的ではなかったと今になって思います。ただ、英検3級以上を取得できるよう取り組んでいきたいと思います。

小西教育長 これは評価委員会の席でも、実態に応じて目標を設定するよう指導・指摘を 受けています。

事務局 先ほどの50%という目標ですが、文部科学省が英検3級50%という目標を立てたので、大竹市でも50%としました。評価の基準が、国の方は実際に英検3級を取得したものプラス、受けていないけれども教員が見て英検3級の実力があるであろうという数値も入っています。大竹市は純粋に3級を取得した者のみであるのでそのあたり基準と異なるところがあります。

池 田 委 員 英検については少し分析がいるかと思います。中3になって突然英検をたっ

た1回受けても自信も持てません。3級を急に受けろと言っても「じゃあ」というふうにならないと思います。5級からとか4級からとかいうふうになってしまうので、57人の3級を取っている生徒が、どのような状況でとっているのか。例えば個人で中1の時から毎年受けてきた実績なのか、突然受けてもこの成績なのか。先生方が見られて「受けてみなさい」と言って、何人受けて57人が合格しているのか。「受けてみなさい」といった子どもが60人いて57人合格したのか、100人いたけど57人なのか。それによって57人の意味が違ってきます。いい授業をしてもらっているので、この事業を継続していく中で学校の先生たちに少しずつ見てもらって、3級が取得できるまでの状況を少し分析してみると、目標値や子どもへの声掛けなどが違ってくるのではないでしょうか。

実績のところは「英語指導助手とのコミュニケーションの楽しさについて」ということですが、子ども達が英語を使う場面・場所がないと英語の時間だけになってしまいます。自信も持てなくなってくるし、英語によるコミュニケーション能力を高めるというところまでなかなかならない部分もあるので、学校の工夫になるのか、教育委員会の設定なのか分かりませんが、留学生であったり外国の子どもたちや外国の人たちと、ALTとコミュニケーションすることによってそういった別の人たちのとの会話ができるというような場面がこれから作れると良いと思います。宮島や宮島口のようにたくさん外国の方が来られる場所であればそういうチャンスもあると思いますが、大竹でそれを設定するのは難しいと分かっていますが、そういう機会が直接外国の先生と話をすることによって自信をつけて、ほかの外国の方にも話しかけてみたりとかそういうのができる、というようなことが本当の意味のコミュニケーション能力を高めるという部分かと思うので、そういうところも少しずつ開拓できる部分ではないかなと思います。

小西教育長

そのあたりの各学校への投げかけは、教育委員会側が場を設定する必要があるかと思います。アンテナを広げながら、近くには岩国という土地的なところもありますので。コロナの関係で難しいですが、どんどん子どもたちには生きた英語とかかわらせてあげたいと思っています。

事 務 局

学校によっては、大竹小学校が昨年度まで3・4年の外国語活動に加配をつけて、専科的な者がいて授業の進め方等を波及させてきました。たまたま大竹に来られたオーストラリアの方が来られて、その機会を捕まえてその方たちに大竹の良さを発表する、伝えるという活動をしました。たまたま来られて活用してそういう機会がありました。機会があれば活用していきたいです。今のところせめてということで、派遣契約ということですが、以前は委託契約でした。そうすると授業時間しかかかわれません。先ほど説明があったように掃除時間や給食を一緒に食べるとか、授業以外にもALTと交流ができるようにはしました。機会があれば活用していきたいと思います。

池田委員 生涯学習課の公民館活動で、留学生の方の料理教室などをチラシで見ます。 ああいう方たちとの連携は難しいのでしょうか。

事 務 局 外国人の方による料理教室は企画財政課の国際交流協会が主催をしています。 非常に良い取り組みだと思います。そういうところに親子で参加するとか。先般, コロナの関係でオンラインを活用した講座を栄公民館で開催しました。オンラ インで、英語でやりましょうという内容であり、非常に好評でした。講師が木野 の女性の方で、オンラインで子どもたちに動物の名前を英語で発音をしてもら

ったりしました。アンケートでも、今後もぜひ参加したいという意見でした。保

護者がいないとZoomの使い方も難しいので親子で一緒に参加するイメージでアットホームに開催されました。ネイティブの方ではないですがそういう取り組みもあります。

小西教育長 外国語は今始まったばかりなので、これから実践も広がってくると思います。 良い情報があればお願いしたいと思います。

次は「子どもの居場所づくり事業」について質疑はありませんか。

- 池田委員 この数字を見ていると、子どもの居場所づくりはすごく大事だとつくづく感じました。子どもたちが、放課後自分たちが楽しんで参加ができる場所というのが作られているというのはすごくありがたいです。保護者の方もきっと参加をさせたい、参加をさせることでいろいろな体験ができるということと、安心できる時間があるというところの部分で大事であると感じます。これ以上広げるのはなかなか難しいと思いますが、これからも協力をして継続していただきたいです。子どもたち自身が参加してどうだったかというアンケートがあれば教えてください。
- 事 務 局 アンケートは手元にありませんが、モノ作り教室等であれば、自分が体験する中で、夏休みの宿題の一つになるということもあります。体験活動であればスポーツなどは子ども同士触れ合いながら体験するということですごく楽しかったという意見があります。親や家族が教えるというのは限界があるので、学校とは違ったところでの体験ということで、貴重な体験が得られたというのはあったと記憶しています。
- 事 務 局 参加している子どもたちが目をキラキラさせて参加しています。体験教室などは大竹独自の大手企業の方が講師となり、いろいろな科学の研究、スライムを一緒に作りましょう、などしてくれます。2年目の研究をしている方が20人も30人も来てくれます。マンツーマンでやります。逆に企業の方に聞くと、自分たちも勉強になると。子どもたちに分かりやすく教える、レクチャーするなど自分たちの研修も兼ねてされています。大竹独自の取り組みであろうと思います。放課後子ども教室はいろいろ取り組みをしているが、不登校の子が、ここなら来られるという方もおられます。
- 中田委員 年々人数が増えています。私も子どもが小学生の時に利用していましたが, 競争率が高くて外れることもありました。これだけ人数が増えてくると,参加で きる人数も増えているということなので良いことだと思います。放課後子ども 教室の登録者数も増えていて,数年前も狭い門ではありましたが,丁寧に対応し ていただきました。空きが出たら入れるというのを細かくアナウンスをしても らえました。ここに関してはますますの充実を期待しています。
- 小西教育長 より充実したものとなるよう、工夫改善をしながらやっていただきたいです。 事務局 令和2年度はコロナの関係で全部がなかなか実施できていません。令和2年度の数字は相当少なくなります。これはコロナの影響であるということでご理解いただきたいです。コロナが収まればしっかり取り組みしていきたいです。
- 小出委員 放課後子ども教室の団体で指導してほしいということで何回か参加させてもらったことがあります。そのときは運営が難しいと思っていたし、世話をされる方はすごく献身的でした。子どもも低学年から高学年まで一緒に指導するので子どもたちは懐いていました。そういった面ではうまく運営していると思います。いざ指導しようとすると、教師でもない立場の外部の者が行って、なかなかいうことを聞いてくれない難しさを感じました。怒るわけにもいかないので、最終的には子どもをよいしょしてその場を過ごすというのが難しかったです。先

ほど、不登校の生徒もこの会には参加される場合があるということなので、そういった生徒たちの受け皿になっていることを思えば、そういう面も評価しないといけません。中身はなかなか難しい。集まっている子供たちの中でのいじめがあったりその辺もあるので、教室を増やすと同時にその中の実態というのも、指導する方の意見を聞いたりして改善をしていってほしいと思います。

事務局 非常に大変です。講師と話すと、すごく大変とよく聞きます。民間の生涯学習グループの方が講師をしてくれるので、普段子どもに接しているわけではないので、その面では非常に苦慮しているのだと思います。何とか工夫しながらやっています。何がその中で行われているかというのはちゃんと見えるように、コーディネーターや職員が1名ついています。何かあればすぐに生涯学習課に連絡が入ります。トラブルがあればその都度解決するようにしています。最近は学校でもそうだと思いますが、突飛な行動をする子どもが増えて、講師の先生も手を焼くという課題がありました。児童クラブの先生と合同で研修会をしました。

小西教育長 この活動は子どもたちにとっても夢のある活動なので、しっかり育てていき たいです。

事業番号⑩の「放課後児童クラブの運営」についての質疑はありませんか。

池田委員 「高学年は年度途中までは全員の受け入れが困難でした。」ということは、後半は全員の受け入れができたということですよね。理由はなんでしょうか。

事 務 局 4月の最初は、高学年は定員を超えているということで待機していただきました。大体夏休み、秋くらいから全員入れました。若干ではありますが、最初に 比べて減少傾向にありました。現場の工夫で受入れが可能と判断して、昨年そう いう対応をしました。

池 田 委 員 施設人員確保というのがいろいろなところで出てきています。これから運営 の一部が民間委託されることによって解消される部分はありますか。

事 務 局 人の問題とハードの問題はずっとついて回ると思っています。民間というプロの組織、民間企業のネットワークを使うことによって突発的な人員不足に対応できる体制がとれる、というのも実際一部民間委託をしている自治体から話を聞いています。人員の確保については一部民間委託をすることによって多少なりとも解消できる部分があるのではないかと思っています。ハードについては物なので、民間委託によってどうこうというのは難しいかもしれませんが、そこについては今後の児童数を見極めながら学校施設の一部空きがあればそういったところを検討する等前向きに考えていきたいです。

小西教育長 民間委託についてご意見はありませんか。 この3つ以外の事業について質疑はありませんか。

中田委員 奨学金の貸付事業について、目標・有効性の判定のところがほかのところにはない「C」がついています。制度自体は良い制度だと思います。引き続き行ってほしいと思います。たまに奨学金の制度について聞かれることがありますが、まだ全体的に周知されていないイメージがあります。もう少しアピールして広く知ってもらえるように、利用してもらえるように工夫ができたら良いと思います。なかなか内容までは皆さんご存知ないです。お伝えするとびっくりされる方もいます。もう少し周知していけたらいいと思います。

事務局 事務局としては中学3年生に奨学金貸付制度について卒業間際の3月に募集 案内を配布しています。奨学金を借りることも目指して学業に励んでください という意味も込めて配っています。Facebookや大竹市出身者の通う公 立学校や私立学校に申込書を配布したり,市広報,市のHPにも募集案内を掲載, 大学受験雑誌にも奨学金制度を掲載しています。できることはやっていると思っています。ただ、周知が行き渡っていないということが分かりましたので、引き続き周知について積極的に取り組もうと思います。

- 小 出 委 員 奨学金のことで、優良な学生というのはどういう意味合いですか。選別する 項目があるのですか。
- 事務局 奨学金貸付条例の1条に、「奨学金制度は優良な学生であって経済的理由により就学が困難な者に対して」、という文言があります。何をもって優良とするのかということですが、奨学金貸付をするにあたり、成績要件、学校が作成する調書、例えば道徳的な行動を行う等良いとされる行動に対する評価でA・B・C評価を学校にしてもらいます。そちらが何点かを奨学金の貸付の判定基準としています。欠席日数で5日欠席すればマイナス、学業成績や行動の様子、出席状況、所得を点数化し、その中で欠席日数が多い人は点を減らす、「C」の多い人は点を減らすといった総合計の中で奨学金貸付を順位付けし、上位何名を採用するという形をとっていました。最近はその中でも特に学業成績を中学又は高校3年間の評定平均が3.6未満の方は申請できないというふうにしています。そういった形でより優良というのを当初は成績や行動、欠席状況を加味していたところが、最近は成績重視にして採用をしています。

平成24年度から奨学金返還免除制度を導入し、一番免除するパターンでいくと、10年かけて返しますが、最初の1年半は誰もが払います。そこから先は、4月1日時点で大竹市に過去2年間住んでおり今後も住む、という方に対して毎年返還免除申請をしていただき、免除します。平成24年度に制度を導入し、貸付件数が増えました。奨学金を返さなくてもよいということから、市のお金をそこに充てるということで、優良で経済的理由により就学が困難な方という線引きをちゃんとしようという中で、制度の中で特に優良な学業成績に重きをおいた貸付制度にしています。

- 小出委員 返還免除はどのくらいの割合でしていますか。金額的には予算から人数で割ると1人当たりの返済すべき金額というのはそこまで高額ではないと思います。「自分の将来の就職」と「地元へ帰ってくる」を天秤にかけたときに、奨学金があるから地元に帰ろうとならないのではないでしょうか。奨学金返還免除というのは結果としてであって、どこまで大竹という町に愛着を感じているかが大事だと思います。大竹で育った子ども達が学校に行って社会に出て大竹に戻ってくるという子どもたちを支援しようという奨学金制度は当たり前のことであって、子どもたちが大竹という町に愛着を持って帰ってくるのかなと思います。 奨学金返還制度はあくまでも結果的なことなのかと思います。
- 事務局 お金を返さないといけない対象者の中に占める返還免除者の割合は平成27年度が31.5%,28年度が32.8%,29年度が32.8%,30年度が35.5%,31年度が32.7%。数値が下がっているので、対象者の中で奨学金返還免除制度を利用している人の割合自体も下がっている状態です。毎年4月に納付書を送付しますが、奨学金返還免除制度のお知らせも入れています。周知が不十分だとは思っていません。ただ、返還免除する金額よりも、就職先、確実に就職できることの方が大事ですので、返還免除を使うつもりであったが大竹では就職できなかったということもあるので一概に返還免除制度によって定住促進に効果があったとは言い難いと思っています。
- 小西教育長 他にもご覧になってご意見をいただけたらと思います。昨年度の事業評価ということになります。それを受けて来年度改善を図っていくので,意見をいただ

けたらと思います。他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 議案第39号 大竹市立中学校部活動外部指導者設置要綱の一部改正について

小西教育長 日程第5「議案第39号 大竹市立中学校部活動外部指導者設置要綱の一部 改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 この要綱は、大竹市立中学校における学校教育の一環としての部活動の充実 を図るために配置する部活動外部指導者に関し、必要な事項を定めたものです。 今回、学校教育の部活動において優秀な人材を確保すべく、その対象を拡充する ことを目的に対象年齢を引き下げるため、要綱の一部を改正するものです。

部活動外部指導者は、部活動の充実を図るため、要綱第2条の資格を満たす方について、校長が推薦し、大竹市教育委員会が委嘱しています。平成31年度は11名、令和2年度は8名の方に快くお引き受けいただき、部活動運営上なくてはならない方になっています。実は今年度、学校から推薦があった中に、その部の出身者である大学1年生の方がおられました。この方は18歳ですので、現要綱では成人ではないため、資格がないため推薦できません。また、今後も高校卒業をきっかけとして外部指導者としてお願いしたいという方がおられると思います。よって、部活動を充実するため、対象年齢を引き下げたいと思います。よって、「成人」を「18歳以上の者」に改めます。ただし、民法改正により、令和4年4月より成人の年齢が18歳に引き下がります。よって、本日付けでまず対象年齢を「18歳以上の者」に改正し、令和4年4月1日から「18歳以上の者」を「成年」に改正する、2段階の改正をご提案するものです。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

中田委員 部活の指導にかかわる先生方の負担を減らすという意味合いでも外部の指導者に入ってもらうのは有効だと思います。年齢の制限があってなれない、というのをどうにかするために18歳というのは良いと思いますが、要綱第8条の「外部指導者の報酬は、無報酬とする。」というところが気になりました。無報酬で引き受けるのはかなり負担があると思います。他の市町はどういう状況でしょうか

事 務 局 部活動指導員ということで2年前に国の方から有償で報酬を支払って、部活動指導員をつける制度が作られました。国が1/3、県が1/3、市が1/3お金を出さないといけないということでした。1年目に、県内では安芸高田市と廿日市市が手を挙げてされていました。人についてはお金も必要ですが、先生、教員と同じ働きができる人間、単独で引率ができる人、部活動年間指導計画が立てら

れる人、保護者対応も当然するという人間でないとだめですよというところで、人を探すのが非常に困難であるというところがありました。2年目になると、社会体育に移行していく予定があるところにはお金を出す、とさらに変わり、条件が厳しくなりました。大竹市はそれを利用するのは無理かなと。実態としては学校の方で部活動の中身の専門性が長けている人を選んでもらって推薦してもらってというところでさせてもらっています。中にはお金が絡んできたら私はやらないというボランティア精神の方も。ありがたいことに、そうさせていただいているのが実情です。今のところお金をつけてやる予定はありません。

池田委員 令和2年に成人から18歳以上の者に改めて、また今度は令和4年に18歳以上のものを成人というふうに変える、また4年にもう一度変えないといけない意味は、18歳以上のままでいけない理由はなんでしょうか。

事 務 局 別に変えなくてもそのままで良い、ということも考えられます。現行の要綱で第2条第3項に「健康で部活動指導に必要な識見を有する20歳以上の者であること」と書いていたら成年のことと読み替える人もいれば、あえてなら成年にした方が良いのではないのか、20歳以上なら成年と書かないのかという考えもあるということで、要綱改正の担当課と協議をして民法が改正するタイミングで18歳以上を成年に改定するという形にさせていただきました。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 議案第40号 セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関する ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について

小西教育長 日程第6「議案第40号 セクシュアル・ハラスメント,妊娠,出産,育児休業,介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことを踏まえ、厚生労働省において「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し、雇用管理上講ずべき措置等についての指針」、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する告示」が制定され、いずれも令和2年6月1日から適用されることになりました。よって、本市においても職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置がでにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して、必要な事項を定めるため、本要綱を制定するものです。なお、この要綱は、広島県教育委員会の要綱を大竹市教育

委員会用に引き直したものになります。

第1条,目的。大竹市立小中学校におけるハラスメントを防止及び排除するための措置や,ハラスメントが原因の問題が起きた場合の対処措置について必要な事項を定め,職務に専念できる,良い勤務環境を確保することを目的とします。

第2条,定義。「職場等」,「セクシャル・ハラスメント」,「パワー・ハラスメント」については省略します。「妊娠・出産・育児休業・介護休暇等に関するハラスメント」とは、妊娠・出産をした女性職員や、制度の請求や利用をした職員に対する、勤務環境が害される言動のことをいいます。「職員」とは、雇用の形態を問わず大竹市立小中学校に勤務する全ての者を指します。

第3条,職員の責務。職員間の言動に注意するだけではなく,教育の場における児童生徒に対しても十分に注意しないといけません。

第4条,校長の責務。校長は,職員間でハラスメントがおきないよう,また職員同士でハラスメントに気付くよう,校内研修等で職員全体がハラスメントへの理解を深めるとともに,苦情・相談に迅速適切に対応する必要があります。また,ハラスメントにより職員の勤務環境が害された場合,児童生徒の学習環境が害された場合などは、相談の有無によらず必要な措置を迅速かつ適切に講じる必要があります。

第5条,相談・苦情の窓口。まず校長は,職員の相談・苦情に対応できる体制を整えます。教育委員会は相談・苦情窓口を設置し.職員だけではなく,関連する相談や苦情にも対応します。また職員から相談をうけた校長からの相談にも応じます。この場合,ハラスメントが生じていなくても,必要があると認められる場合は対応します。

第6条,相談又は苦情の処理。教育委員会において相談又は苦情があった場合は,必要に応じて調査及び確認をし,総務学事課長に報告し,総務学事課長はその問題の解決を図ります。

第7条,プライバシーの保護の説明は省略します。

第8条,対応措置。ハラスメントの事実が確認されたときは,教育委員会は, 内容や程度に応じ,人事管理上の措置や職場研修の実施を勧告するなどの措置 を行います。

第9条,委任。この要綱を実施するために他に必要な事項は,教育長が別に定めます。

施行日は本日としております。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 報告第27号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第7「報告第27号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出 について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和2年9月に開会された大竹市議会に、次の3件の議案を提出するにあたり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

この度,市長から意見を求められたのは,「大竹会館条例の一部改正について」, 「大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について」及び「令和2年度大竹市一般会計補正予算第8号」の3件で す。内容について,担当から説明します。

事 務 局 大竹会館条例の一部改正について説明します。本条例は、耐震性に問題のある 老朽化した大竹会館の旧館及び新館を解体し、新築棟を増築するとともに、アゼ リアホールも一部改修し、防災機能の強化及び利用者の利便性が向上した新たな 大竹会館の管理方法を、将来的に、民間事業者を含む団体に管理代行させる「指 定管理者制度」に移行できるよう本条例の一部を改正し、併せて、新築棟及びア ゼリアホールの一部について貸室使用料を設定するものです。

> 大竹会館条例第10条は、大竹会館の管理について、地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定により指定管理者による管理を行わせることができることを規 定しています。第11条は、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金につい て規定しています。 第12条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定しています。 第13条は, 指定管理者の指定の手続きについて, 選定基準及び管理期間を定め るほか、指定の際は、議会の議決が必要である旨を、それぞれ規定しています。 第14条は、指定管理者との協定の締結事項について規定しています。第15条 から第17条までは,指定管理者が果たすべき義務について規定しています。第 15条では年度終了後に提出する事業報告書について,第16条では定期的な 状況報告及び必要に応じて行う市の実地調査について, 第17条では指定管理 者及びその業務に従事している者の守秘義務及び個人情報の取扱いについてそ れぞれ規定しています。そして、第18条で指定事業者が当該義務に違反した場 合は、市長は指定の取り消し等をすることができることを規定しています。第 19条は,指定管理者の指定期間満了又は指定解除となった場合は,原状回復の 義務があることを規定しています。第20条では指定管理者又は利用者の過失 等による損害が発生した場合の賠償義務について規定しています。条例第7条 及び第12条に関係する別表としまして、大竹会館使用料金表について規定し ています。別表のうち、1階会議室5から会議室7まで、2階会議室8、大集会 室及び講堂和室は、新規に設置されることから、新規料金設定をしています。講 堂兼体育館, 会議室1から会議室4までにつきましては, 今回, 改修工事のみで あり、室内面積等に変更ありませんので、使用料金は、これまでと同様の料金設 定としています。また、あわせて字句の修正をしています。最後に附則ですが、

本条例の施行期日を令和2年10月1日とするものです。以上が条例改正の内容です。

参考資料として、貸室の配置状況及びその使用料等を示したA4平面図を配布させていただいております。各資料の黄色で囲った建物部分が、大竹会館新築棟「本館」となり、緑色で囲った建物部分が講堂「アゼリアホール」となります。また、各資料の赤枠で囲っている箇所が「貸室」となり、室名、使用料金及び部屋面積を記載しています。青枠で囲っている箇所は「共有部分」ではありますが、今回新たな試みとしまして、有料貸出ができる「貸室以外の共有スペース」としてスペース名及びおよその面積を記載しております。

最後に、大竹会館の改築工事につきましては、現在、順調に進んでおり、このまま工事が順調に進めば、令和3年2月中旬には、新築棟「本館」と講堂「アゼリアホール」を暫定オープンできる予定です。3か月前から貸室の予約を受付けることになりますので、本年11月中旬から総合市民会館において、貸室の予約を受付ける予定としています。以上で説明を終わります。

事務局 続きまして、「大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」について、説明します。この度の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたため、本市の放課後児童クラブの定員超過の実情及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえ、本条例の一部を改正しようとするものです。また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

本条例第10条第2項におきまして、支援の単位ごとの「放課後児童支援員」の数について定めておりますが、教室を追加する場合において、1教室の定員が概ね15名以下で、同じ建物の他の教室の支援員との協力体制が得られるなどの利用者の支援に支障がない場合であって、市長が特別に認めたときは、1人でも運営を可能とするよう、基準を変更するものです。この改正により、同じ建物内の空きスペースで、1人以上の運営に必要な支援員を増やした追加の教室運営が可能となり、児童を分散させることにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止等に繋がるものと考えています。また、同条第3項におきまして、放課後児童支援員認定資格研修の実施機関として、指定都市もしくは中核市の長を加えるものです。なお、附則ですが、この条例は公布の日から施行することとしています。以上で説明を終わります。

事務局 「令和2年度大竹市一般会計補正予算第8号」について、教育委員会に関係するものを事業ごとに抜粋して説明します。まず、「小学校管理運営事業」及び「中学校管理運営事業」です。新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費として、合計750万円を計上します。その財源として国庫補助金が2分の1の375万円を計上します。

次に、「小学校教育振興事業」及び「中学校教育振興事業」です。新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、今後予定されている修学旅行が延期や中止となった場合に保護者の負担が生じないよう、補償金、取消料として合計1千518万3千円を計上します。

次に、「放課後児童クラブ運営事業」です。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等として、みどり児童クラブに1教室を増設する経費及び放課後児童クラブ管理システム導入委託料等を463万6千円計上します。その財源として国庫補助金及び県補助金を合計349万1千円計上します。なお、放課後児童クラブに関連する予算としては、債務負担行為の補正を併せて計上します。利用者の利便性向上と新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者負担金の口座振替ができるようにするため「放課後児童クラブ管理システムに要する経費」の債務負担行為の設定をします。また、1教室増設することに伴う経費の増に併せて「放課後児童クラブ運営に要する経費」の限度額を増額します。

次に、「学校保健事業」です。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、 密を避けるため、就学時健診の回数を倍に増やしたことにより、健診に従事する 医師の謝礼として、26万6千円を計上します。

次に、「給食センター運営事業」です。新型コロナウイルス感染症の影響による市内小中学校の臨時休業に伴う給食停止に係る食材のキャンセル等により、 給食食材関係事業者に対する補償を行う必要が生じたため、学校給食関係補償 金66万2千円を計上します。説明は以上です。

小西教育長これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。 報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

### 協議・報告事項 新型コロナウイルス感染症対策について

小西教育長 日程第8「協議・報告事項 新型コロナウイルス感染症対策について」を議 題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 学校教育にかかわり、新型コロナウイルス感染症対策について、大きく2点報告します。まず、1点目の「保護者宛お願い」です。8月24日付けで児童生徒を通じて、教育長名で全ての保護者に配布したお願いです。この時期、全国的に感染者が増加傾向であり、且つお盆明けでもあり大竹市でも誰が感染者となってもおかしくない状況であると考え、発出しました。また、様々な報道にもありますように、感染者やそのご家族等に対するSNS等による誹謗中傷などがないように、身近に感染者が確認された場合に保護者にもより良い対応をしていただくという目的で発出したものです。大竹市の児童生徒に感染が確認された際には、まず1つ目に、感染した人の立場に立って、どんな気持ちでどんな振る舞い方を

することが大切なのかをお話しいただくことと良い大人の姿を見せていただくこと、2つ目には、SNS等による誹謗中傷などについては、警察連携をすることを知っておいていただくことを記載しております。事前に大竹警察の生活安全係にも相談した上での保護者宛のお願いです。生活安全係の方からは、もし、SNS等によって感染者に対する誹謗中傷があった場合は、早く知らせてくださいということを言われております。児童生徒にも学校で、児童生徒の発達段階に応じて同様な指導を行っております。

次に別紙2をご覧ください。これは、本日、9月25日付けで、学校から児童生徒を通じて、教育長から全ての保護者に配布するものです。目的としましては、児童生徒は、学校でも新しい生活様式のもとで、様々な活動が制限されたり、学習したことを力いっぱい表現する行事などが中止になったりするなどして、児童生徒が不安やストレスを抱えているのではないかと思われるため、家庭の協力を求めるというものです。協力を求める内容としましては、当たり前にされている家庭が多いとは思いますが、子供たちと向き合って一緒の時間を過ごしてほしいということです。とりわけ、食事にかかわっては、お子さんのために食事を作っているところを見せることを通して、お子さんに愛情や関心を示していただくとともに、食事をしながら会話をすることで、児童生徒が気持ちを安定させて登校し、学校で勉強や運動をがんばってほしいということです。

大きな2点目,「修学旅行」についてです。まだまだ全国的にこの感染状況の中で,修学旅行の在り方について様々なことを特別に考える必要があります。文部科学省からは,修学旅行については,特別活動の学校行事の集団宿泊的行事の1つとして,その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮して中止ではなく延期扱いすることを検討するなどの配慮を求められています。7月末現在の各学校の予定については,大竹中学校が最も早く11月11日からになっています。玖波中学校が最も遅く1月26日からになっています。また,行先については,小学校は全て佐賀,長崎で,中学校は小方中学校と大竹中学校が京阪神方面,玖波中学校が鹿児島を予定しています。

感染防止対策ですが、文部科学省からは、日本旅行業協会による「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考に旅行業者等と連携し、感染症対策の徹底に努めるよう連絡がありました。手引きから具体的な感染防止対策の例として、例えば「旅行中も距離をとること」、「頻繁な手洗いや消毒」、「時間差で人数制限をしての食事や入浴」、「朝・夕の検温」等を示しております。市内校長会では、例えば行く先々で集合する際にも、距離をとったり、手洗いをしたり手指の消毒をしたり、感染防止の注意をしたりする必要があるため、旅程に余裕を持たせることと、新しい生活様式にあるように日常からの感染防止のための行動、ソーシャルディスタンス、私語を慎むことや手洗いなどを習慣化することによって、修学旅行の事前指導や本番で、改めて指導するという時間も減らせることを話しております。

保護者の参加同意書の提出については、感染症対策をしながらの修学旅行について、参加の同意の有無について提出していただきます。もし、「同意しない」

ということがあれば、再度、対策等について説明を行い、ご理解を求めますが、 それでも同意しないということであれば仕方がないと思います。

次に、中止及び変更の目安です。3点示しております。1点目は、広島県及び目的地が「新型コロナウイルス感染症分科会提言 令和2年8月7日」のステージI~IVのII以上の場合としております。例えば、ステージIは、「感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階」とされており、これであれば、感染症対策は徹底するものの比較的安心して行けるであろうということです。ただ、このあたりの地域の状況につきましては、旅行業者にそれぞれの地域のステージ等について情報収集してもらうところです。2点目は、市や県から他県への移動自粛要請がされていること、3点目は、当日を含め、2週間以内にコロナウイルス感染症による学級閉鎖になった場合としています。その理由としましては、現在の広島県教育委員会の方針及びそれにならった大竹市教育委員会の方針も、児童生徒や教職員に感染者が確認された場合、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止及び学級閉鎖とすること、PCR検査を実施し陰性であっても濃厚接触者は、2週間出席停止のためということです。

取消料につきましては、この校長宛通知文は、学校が修学旅行実施前における 保護者説明会をするにあたり、修学旅行の取消料を市が負担することについて 情報提供するために作成したものです。なおこの通知では取消料の市費負担を あいまいに書いていますが、9月23日に補正予算が成立し、市費負担は確定し ています。学校と旅行会社が修学旅行実施の契約を結んだ後に、修学旅行を中止 及び行き先を変更する場合には、取消料が発生します。しかし、コロナウイルス 感染防止のために、校長判断により全員の修学旅行を中止したり、行き先を変更 したりすることで発生する取消料を保護者が負担することは酷なので、市で負 担することを補正予算要求し、決定したものです。

では取消料の仕組みについてお話しします。修学旅行は受注を受けて企画する「受注型企画旅行」であり、受注型企画旅行は、受注者の都合により中止にした場合、受注者は取消料として.出発日の21日前から出発日までの日数に応じて、旅行代金の20%以内、30%以内等の金額を支払うこと、また、21日より前、たとえば2か月前に中止した場合は企画料相当額を支払うことも決められています。具体的な金額は、あらかじめ旅行内訳書等で通知されていますが、企画料はおおむね小学校で1000円、中学校で1500円と聞いています。

なお、行き先が同じで時期をずらすのは、大竹市の場合契約の継続と解釈して くれ、取消料は発生しません。しかし行き先を変える、例えば大阪を岡山に変え る場合は契約の解除にあたるため、取消料が発生します。取消料の支払いは、旅 行会社に一括して振り込む予定としています。

市が取消料を負担するのは、先ほども申しましたが、校長判断で全員の旅行を 中止にする場合と、全員の旅行の行き先を変更する場合に限ります。個人の事情、 心配だから行かさない、当日熱が出たので行けない、旅行先で熱が出て途中で帰 る等の場合でも全員の修学旅行を中止にしない場合は、市の負担の対象外とな り、従来どおり保護者負担となります。取消料の額の総額は、最大限の金額、つまり全部の学校が、旅行に出発して途中で中止する場合に必要となる取消料、旅行金額の100%を支出するとして計上しております。なお、市が取消料を負担するのは1回限りと考えています。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 2点。1点目は、9月25日付けで保護者に配布する別紙2は何か問題か課題かがあって出されたものなのでしょうか。特に食事について書かれているので、何か問題・課題があって発出されたものなのか、またそうでなければあえて発出をされた理由を教えてください。2つ目は、修学旅行について保護者に対して中止・変更の目安についてどの程度周知してあるのか教えてください。

今日発出するものですが、様々な活動、新型コロナウイルスの実態が分から 事 務 局 ない中で今まで中止にしたもの、発表会や運動会、参観日など、例年のように保 護者が見られない、その前で力いっぱい発表することができないことがありま す。当然子どもたちは不安、あるいは例年にない感情や気持ちを持っているだろ う, それぞれ抱えているだろうということを考えました。また学校の方で, 特に 取り立てて問題行動に走っているという場面はないけれども、闇を抱えている 子もいるのではないか、というのを聞いておりますので、そのあたりを踏まえて 何らかのメッセージを保護者宛てに出して協力を求めたいということです。併 せて後の報告にあると思いますが、議会の方で保護者への協力を求めないのか、 というのもありましたので、いずれそういうことも考えていたのですが、教育長 が直接出て動画で配信するとかも考えたのですが、何回も配って読まれる方が 良いのかということでこういうふうにさせてもらいました。とりわけ食事にか かわって、早寝・早起き・朝ごはんといいますけど、ただ食べさせるだけでなく て, 一緒に食事をとる, 会話をするのは一緒に食べるのが一番というところがあ ります。しっかり関心を示してほしい。ただ食べさせるだけでなく、作っている ところ, 朝でも晩でもどちらでも良いので, 簡単なもので良いのでそういうとこ ろを見せてほしいという意図で書いています。もともとの参考にしたのは秋田 県の取り組みで、秋田県全体で取り組んでいる10か条みたいなのがあるので すが, 秋田県は全国学力学習状況調査で常に毎年トップになります。 徹底してこ ういったこと, 早寝・早起き・朝ご飯でも一緒に食べましょうとか作っていると ころを見せてくださいねという取り組みがありました。そういったところも参 考にさせていただいております。

> それから中止・変更の目安です。周知については学校の方から事前の説明会を 大竹小・大竹中・玖波小が行いました。そのあたりで保護者の方には周知をして います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

池田委員 修学旅行の時期というのは最初から11月,12月の時期だったのでしょうか。多分4月,5月あたりに決めたと思いますが,先が見えない中でこの時期でした。なぜかと言うと,11月,12月はインフルエンザなど流行ってきて,もう少し早い時期の設定の方がと思ってしまったので。もう1つは,子どもたちも

すごく不安やストレスを抱えているのですけど、保護者の方もすごく不安やストレスを抱えていらっしゃると思いますし、仕事がなくなったりとかニュースで聞く中で、大竹市の保護者の皆さんの状況がもし把握できていれば教えてほしいです。なぜかというと、保護者が不安やストレスを抱えている中で、子ども達にゆとりをもって接するというのはなかなか難しいと思います。私たちがすぐに解消するというのは難しいと思いますが、把握をしておいて少しでも何かできることがあればと思って聞いてみたいです。

事 務 局 時期の変更ですが、大竹小は予定が9月だったと思いますが延長して12月 にしています。他は定かでないですが、大竹小は確実に延長しています。インフ ルエンザは当然心配なのですけれど、まずはかからないように予防を。例年にな くマスクもして, 真夏であろうが手洗いもしっかりして換気もしてということ で。今現在いろいろ報道によりますと、この時期、昨年の同時期に比べるとイン フルエンザが出ているのは 1/1000 あるいはそれ以下のような報道もあります。 対策としては同じだと思います。しっかり続けていくということで学校の方に も話をしています。保護者なんですけれど、特に仕事がどうこうとかそのあたり は聞いてはいませんけれども、それと関係あるなしにかかわらず、保護者・家庭 環境等で子どもが荒れているとかいうのはところどころ聞いています。それが 例えば仕事を失ったかどうかはそこまで把握はできておりません。当然保護者 の皆さんも不安な中でお過ごしだと思います。ただ、保護者の不安やストレスと いうのが家庭で子どもにそのまま行ってしまうと子どももそうなりがちなので, あえてこういう時だからこそ,特に変わった特別なことというよりも,当たり前 というとあれなんですけどしっかりかかわってくださいね、という改めてのお 願いをしております。

小西教育長 副市長や市長と話すのに、コロナによって食事にしても大竹の業者のことを 考えると厳しい状況にあるのではないかというのは常々話をしています。保護 者の方にもそういう方がおられるでしょうから、たとえば市の職員も弁当を頼 むとかそういう形で協力できるところは協力しようというところで進めていま す。ぜひ委員の皆様も大竹市の業者の皆さまをどうにか都合がつけば協力して いただけたらと思います。

> コロナについては今後も状況が変わってきますので、その都度報告をさせて いただこうと思います。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

### 協議・報告事項 教育委員会制度について

小西教育長 日程第9「協議・報告事項 教育委員会制度について」を議題とします。事 務局から説明を求めます。 事務局 教育委員会は、市町村等に置かれる合議制の執行機関で、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく上で、教育委員会制度は重要な役割を担っており、この教育委員会制度を規定するのが「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」です。略して地教行法と言いますが、この法律が平成27年に改正されて5年が経過しました。今後、より良い教育行政を進めていくために、教育委員会制度の内容を改めて確認し、現状の課題等について協議いただきたこうとするものです。

まず、教育委員会制度の概要についてですが、「教育委員会必携」に詳しく記載されていますので説明は省略させていただきます。ここでは、平成27年度の法改正の4つのポイントについて確認したいと思います。改正のポイント1点目は、「教育委員長と教育長の一本化」です。以前は、非常勤の教育委員長が委員会の代表者であり会議の主宰者で、常勤の教育長が具体的な事務執行の責任者であり事務局の指揮監督者とされるなど、教育委員長と教育長のどちらが責任者なのかが分かりにくいという課題がありましたが、教育委員長を廃止し教育長に一本化することで、第一義的な責任者が教育長であることが明確になりました。また、首長が教育長を直接任命することになり任命責任が明確化されました。

改正のポイント2点目は、「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」です。「大竹市教育長に対する事務委任等規則」の規定により、一定程度の事務が教育委員会から事務執行の責任者である教育長に対し委任されていますが、この委任された事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告する義務について規定されました。また、審議の活性化や会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し公表することも規定されました。

改正のポイント3点目は、「総合教育会議の設置」です。教育行政については、 公選される首長から独立した教育委員会が置かれ、教育委員会と首長はそれぞれの権限の範囲内において、相互に対等かつ独立に事務を執行することとなっています。一方で、予算の編成や執行、条例案の議会への提出など、教育に関する大きな権限を首長が持っているにもかかわらず、教育に関しては政治的中立性と継続性・安定性の確保が強く要請されるといった制度的な矛盾が存在しています。この課題の解消のため首長が招集する総合教育会議が制度化されました。これにより、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について議論することができるようになりました。また、首長と教育員会の両者が、教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることができるようになりました。

改正のポイント4点目は、「教育に関する大綱の策定」です。その地域の実情に応じて、教育の目標や施策の根本的な方針を示す「大綱」を定めなければならないと規定されました。総合教育会議において教育委員会と協議することにより首長が定めることになっています。これにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されました。

次に、地教行法で規定される「教育に関する事務」について確認したいと思い

ます。先ほど「教育委員会と首長はそれぞれの権限の範囲内において、相互に対等かつ独立に事務を執行する」と説明しましたが、「教育委員会の職務権限」と「長の職務権限」が地教行法第21条と第22条にそれぞれ規定されています。まず第21条の「教育委員会の職務権限」ですが、1号「学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」、3号「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」、4号「生徒及び児童の就学、入学、転学及び退学に関すること」、5号「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」、11号「学校給食に関すること」、12号「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること」、13号「スポーツに関すること」、14号「文化財の保護に関すること」、他にも規定されていますが、主なものを抜粋して説明しました。そして、第22条の「長の職務権限」についても抜粋して説明します。「大綱の策定に関する事務」のほか、4号「教育財産を取得し処分すること」、5号「教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと」、6号「教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること」と規定されています。

このように、多くの事務は教育委員会の職務権限とされていますが、一部の教育に関する事務について首長が管理、執行する事務と位置づけられています。なお、続く第23条には「職務権限の特例」として、教育委員会の職務権限とされている事務の一部については、条例制定することにより首長が管理、執行することができることが規定されています。例えば、1号「図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」、2号「スポーツに関すること」、3号「文化に関すること」、4号「文化財の保護に関すること」これらについて、条例制定することにより首長の事務とすることができるとされています。

続いて、大竹市教育委員会の実際の事務等について確認したいと思います。 「資料3」はこれまで説明をした内容も含めて大竹市の教育に関する事務など について概略を図示したものです。「教育委員会の職務」としては、「市の事務の うち教育,文化,スポーツ等に関する事務を処理する」と地教行法第21条に教 育委員会が管理及び執行するものとして規定されています。まず「教育委員会の 会議」ですが、「教育行政に関する基本方針の決定」、「教育委員会規則の制定」、 「その他の重要事項の決定」ということで、教育委員会の意思決定機関となって います。なお市長との関係ですが、教育長を含め教育委員は「市長が任命する」 ことになっており、これには市議会の同意を要すると規定されています。また、 市長が教育に関する条例案,予算案を市議会に提出するにあたり,「教育委員会 に対して意見を聴く」ことが規定されています。次に、事務局の分掌事務につい て説明します。現在,総務学事課と生涯学習課の二つの課で構成しています。地 教行法第21条に教育委員会が管理及び執行するものとして規定されている事 務として,総務学事課では,「学校教育の振興」,「学校給食に関すること」,「こ ども相談室に関すること」を行っており、生涯学習課では、「生涯学習・社会教 育の振興」, 「芸術文化の振興, 文化財の保護」, 「スポーツの振興」 を行っていま

す。続いて、市長が管理及び執行する教育に関する事務についてですが、地教行 法第22条に7項目規定されています。このうち「大竹市教育委員会に対する事 務委任等規則」の規定により、「教育施策大綱に関する事務」について補助執行 させることとされており、また「予算の執行事務」や「契約に関する事務」は本 来市長が執行する事務ですが、その一部の事務について委任されています。最後 に、教育に関する事務以外で市長から委任されている事務です。総務学事課では、 「奨学金貸付事務」がこれにあたります。生涯学習課では、「放課後児童クラブ の運営、施設管理」、「晴海臨海公園、さかえ公園の運動施設の使用許可等」、「大 竹会館の管理運営」など施設の管理運営が委任されています。

こうして、現在行っている事務について改めて整理してみると、いろいろ見えてくるところがあります。現在、市長から委任されている事務については、教育行政だけでなく市の行政全体として、教育委員会で事務を執るのがより効率的でありまた効果的であるとの判断ですが、社会的な環境等が変化する中にあっては、随時見直しを図ることは必要なことではないかと事務局としては考えているところです。そうした部分も含め、教育委員会制度に関して協議いただきたいと思います。

小西教育長 教育委員会が行っている仕事には、本来の事務のほか市長から事務委任を受けての事務があり、これは行政全体の効率性などを考えてのことという説明でした。今後、総合教育会議などの協議議題となってこようかと思います。そういった意味でもご意見をいただきたいと思います。質疑はありませんか。

小 出 委 員 総合教育会議は、市長が招集すべき議題があるときに招集されるものなので しょうか。

小西教育長 昨年度は1回開催しています。

事務局 総合教育会議の開催状況ですが、平成26年度中に法改正があって翌年度から開催しています。当初は、一年度に2回開催していました。協議すべき議題などを踏まえて開催回数を1回にしたのが30年度と昨年度になります。事務の進め方について、市長が必要と認めたときに招集するのかという質問ですが、実際には事務を進めるのが教育委員会事務局となっています。教育委員会で補助執行するという形になっていますので、協議すべき議題はないかということで提案しています。今年度は来月行う予定です。市長が招集するということが基本になるんですが、教育委員会からも招集を求めることができるという制度になっており、一昨年は栗谷小学校の休校という案件がありましたので教育委員会から市長に協議をしたいということで招集を求めたという経緯もあります。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

池田委員 「市長が管理及び執行する教育に関する事務」の中で事務委任をするとなっている中に、「幼保連携型認定こども園に関すること」とあると思うのですが、 幼稚園は教育委員会の管轄で、保育所は福祉になっていると思います。この取り 扱いについて詳しく教えてください。

事務局 幼保連携型認定こども園に関することは、地教行法第22条に記載されているところですが、地方公共団体の長が担う事務として規定されています。大竹市

には今のところ幼保連携型認定こども園というのはないということで、具体的にこの事務をどの部署が執るのかというのは分かりませんが、教育委員会に委任されている事務の中には入っていません。地教行法22条の規定は、市長が執行する教育に関する事務になります。そのうちの一部が教育委員会に事務委任されたり補助執行させたりというところです。その中に、幼保連携型認定こども園に関することは含まれていません。

- 池田委員 教育委員会制度について、協議報告事項ということであげられていますが、 何年かに1回こういうことをするのが義務付けられているのでしょうか。良い ことだと思いますがそういうものがあるのでしょうか。
- 事務局 教育委員会制度について協議をする場が法定されているかどうかというご質問でしょうか。そのような規定はなかったと思います。冒頭の説明のとおり、教育委員会制度が大きく変わったのが5年前で、事務局のメンバーの多くが人事異動などにより交代しています。新しい制度しか知らないということもあって、こういった経緯があって今の制度があるということを改めて確認しておくことも必要ではないか、というのが事務局で協議する中で意見がありました。この間、教育委員さんにも交代がありましたので、改めて協議議題とさせていただきました。事務局で事務を執ることが多いですが、教育委員会内で課題などを常に共有していきたいということもあります。また機会を設けてぜひ協議していただけたらと思います。
- 小西教育長 教育委員会の運営や組織自体にもまだまだ改善を図るべきことがありますので、このように一度整理をして、現時点での教育委員会の仕組みや組織の課題などを共有することによって改善できるところについては改善を図ってまいりたいと思っています。その意味ではご意見をいただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。それ以外に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。 これにて、令和2年第9回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻16時25分】